

船舶事故等調査報告書

平成27年7月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015横第31号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年3月5日 19時16分ごろ
発生場所	千葉県千葉港葛 <sup>かつなん</sup> 南区の千葉港市川第7号灯浮標北西方付近 千葉港葛南市川灯台から真方位088° 1,660m付近 (概位 北緯35° 40.04' 東経139° 57.14')
事故等調査の経過	平成27年3月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船兼砂利採取運搬船 <sup>しんぼう</sup> 進朋、749トン
船舶番号、船舶所有者等	141821、脇坂海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、管理土約2,000tを積載し、船首約3.70m、船尾約5.30mの喫水で、市川市の岸壁を離れた。</p> <p>船長は、市川水路の北口付近へ向けて本船を南西進させ、事前に入航船があるとの情報を得ていたので、市川水路の方向を目視して接近する入航船の灯火を認め、速力がかかなり早いと思いながら操舵装置を自動操舵に切り替え、レーダー画面で同船の動静を観察した。</p> <p>本船は、千葉港市川第10号仮設灯浮標（以下灯浮標については、「千葉港市川」を省略する。）の西方付近において約6.8ノットの対地速力で南西進中、船長が、操舵スタンドの前に戻り、入航船との距離を保つために手動で右舵約5°を取ったところ、入航船が右転したので同船との距離が広がった。</p> <p>本船は、船長が、右舵を取ったことで入航船との距離を保つことができたと思い、市川水路に入ろうとして手動で左舵約5°を取り、舵効きが悪く感じて左舵15°を取ったものの、舵角が変化することなく直進し、平成27年3月5日19時16分ごろ、船首が第7号灯浮標北西方の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船主が手配したタグボートにより、6日04時10分ごろ離礁した。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	本船は、離礁後に錨泊し、船体の状況を確認したが、浸水等の異常

	<p>はなかった。</p> <p>本船の操舵装置に不具合はなかった。</p> <p>船長は、本事故後、右舵を取った際、手動操舵に戻すことを失念していたことに気付いた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、第10号仮設灯浮標の西方付近を南西進中、船長が、操舵装置を自動操舵に切り替え、レーダー画面で入航船の動静を観察した後、手動操舵に戻すことを失念したことから、市川水路に入ろうとして手動で左舵を取ったものの、舵が動かずに直進し、第7号灯浮標北西方の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、第10号仮設灯浮標の西方付近を南西進中、船長が、操舵装置を自動操舵に切り替え、レーダー画面で入航船の動静を観察した後、手動操舵に戻すことを失念したため、市川水路に入ろうとして手動で左舵を取ったものの、舵が動かずに直進し、第7号灯浮標北西方の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動操舵と手動操舵の切替えは、確実に行い、慎重に操船を行うこと。</li> </ul>